

神奈川県労働局発表
平成 27 年 7 月 30 日

担 当	神奈川県労働局労働基準部監督課 監督課長 杉山 彰浩 主任監察監督官 黒沢 武
	電 話 045 (211) 7351 F A X 045 (211) 7360

平成 26 年監督指導実施結果の概要

神奈川県労働局（局長 若生 正之）は、平成 26 年に県下の労働基準監督署が実施した監督指導の結果を取りまとめた。

- 1 平成 26 年 1 月から 12 月までの間に監督指導を実施した 4,297 事業場のうち、何らかの労働基準関係法令違反を確認して是正勧告^{*1}を行ったのは 2,860 事業場であり、違反率は 66.6%であった。

主な違反事項は、

- ・労働時間に関するもの 1,158 事業場（違反率 26.9%）
- ・割増賃金に関するもの 699 事業場（同上 16.3%）
- ・安全基準に関するもの 676 事業場（同上 15.7%）
- ・就業規則に関するもの 546 事業場（同上 12.7%）
- ・労働条件明示に関するもの 535 事業場（同上 12.5%）

などであった（※1つの事業場に複数の違反事項が認められることがある）。

- 2 神奈川県労働局においては、長時間にわたる過重な労働による健康障害防止をはじめとして、法定労働条件の履行確保や労働災害の防止に向けて、引き続き的確な監督指導を実施することとしている。

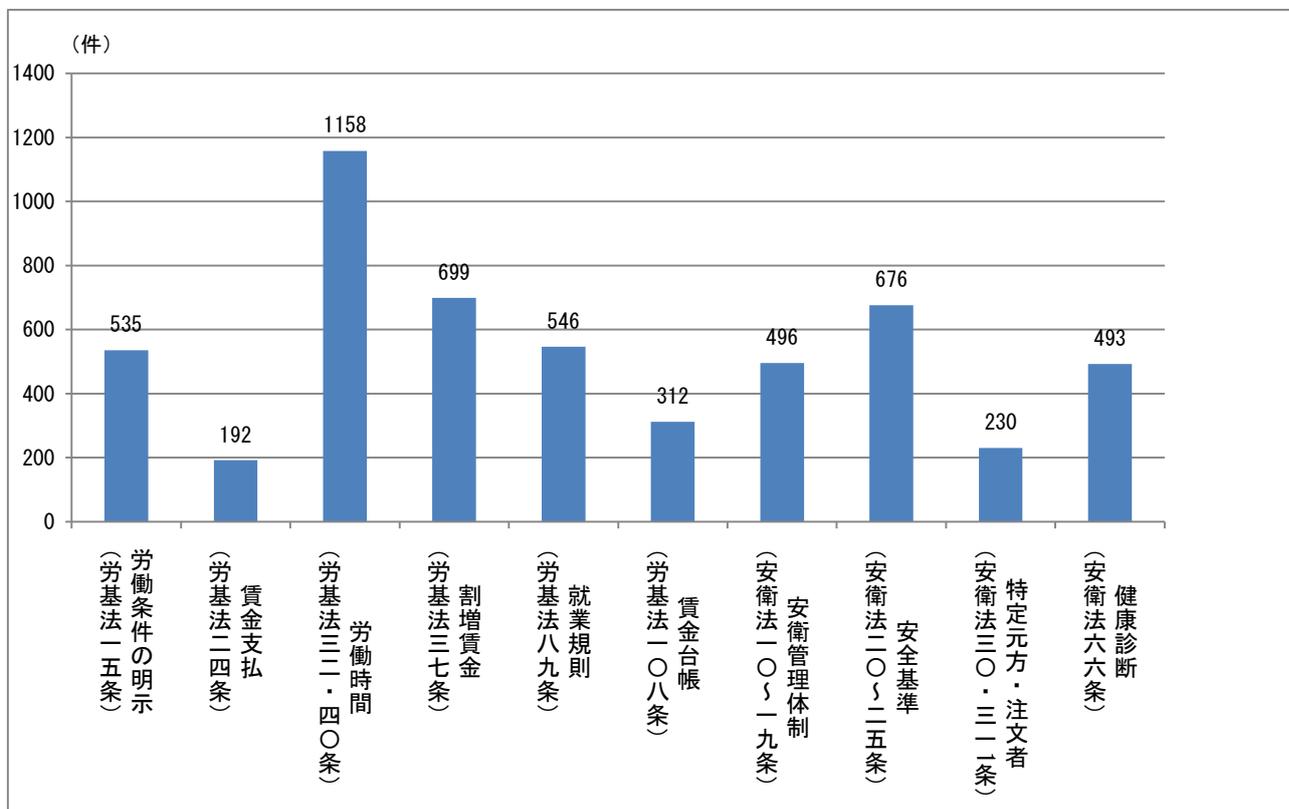
また、重大・悪質な事案については、送検手続をとるなど厳正に対処することとしている。

* 1 是正勧告とは、労働基準監督官が監督指導において労働基準関係法令違反を認めた場合に、それを指摘し、是正を文書で指導するもの。

1 事項別の違反状況

(1) 平成 26 年に実施した監督指導において、違反が多かった主な事項は図 1 のとおりであり、労働時間、割増賃金及び安全基準に関するもののほか、就業規則の作成・届出や労働条件の明示に関する法違反が多かった。

図 1 違反が多かった主な事項



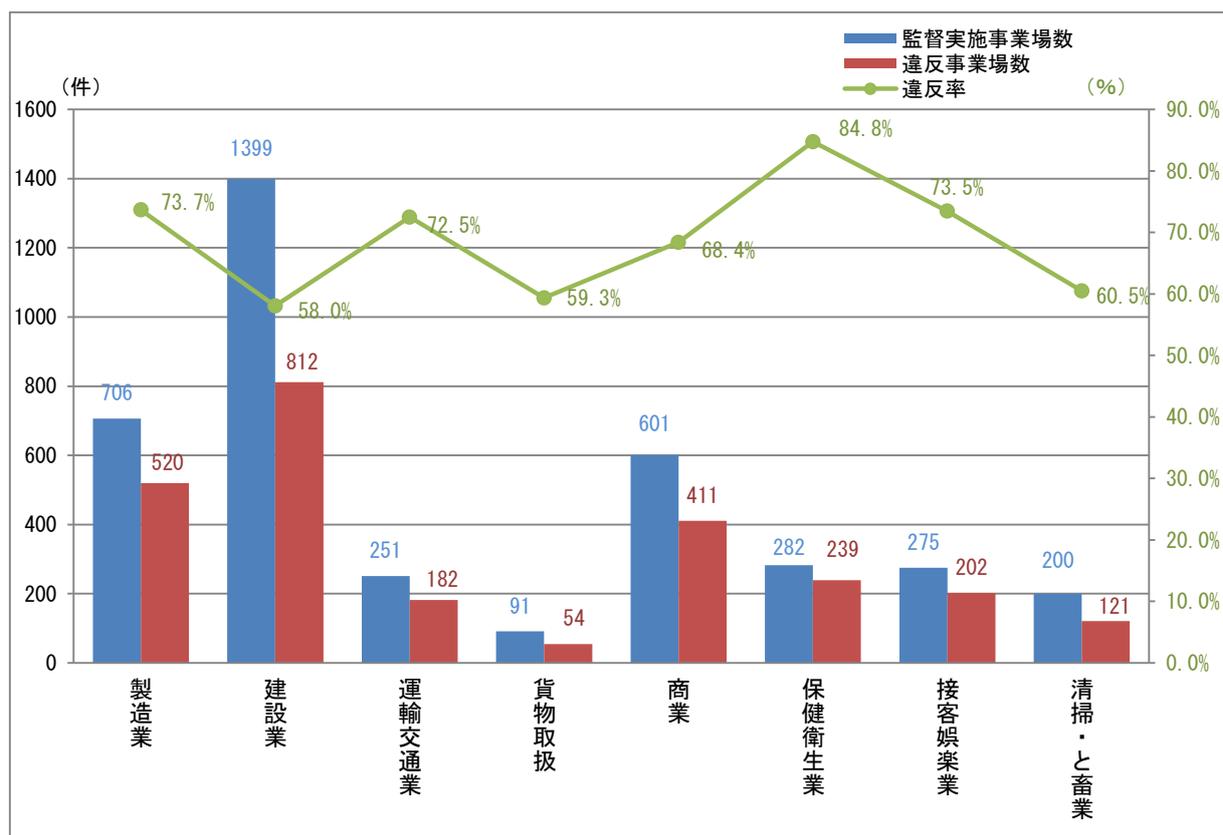
※各違反の態様については、「違反が多かった主な事項の典型例」(P 4)を参照。

(2) 監督指導において、安全に関する違反が認められ、かつ、労働災害発生の急迫した危険がある等の状態が認められる場合には、必要な安全措置を講じるまで機械・設備等の使用停止や危険箇所への立入禁止等の行政処分を命じることがあるが、平成 26 年にこうした命令(使用停止命令等)を行った事業場は、147 事業場(製造業 43、建設業 96、商業 2 及びその他 6)であった。

2 業種別の状況

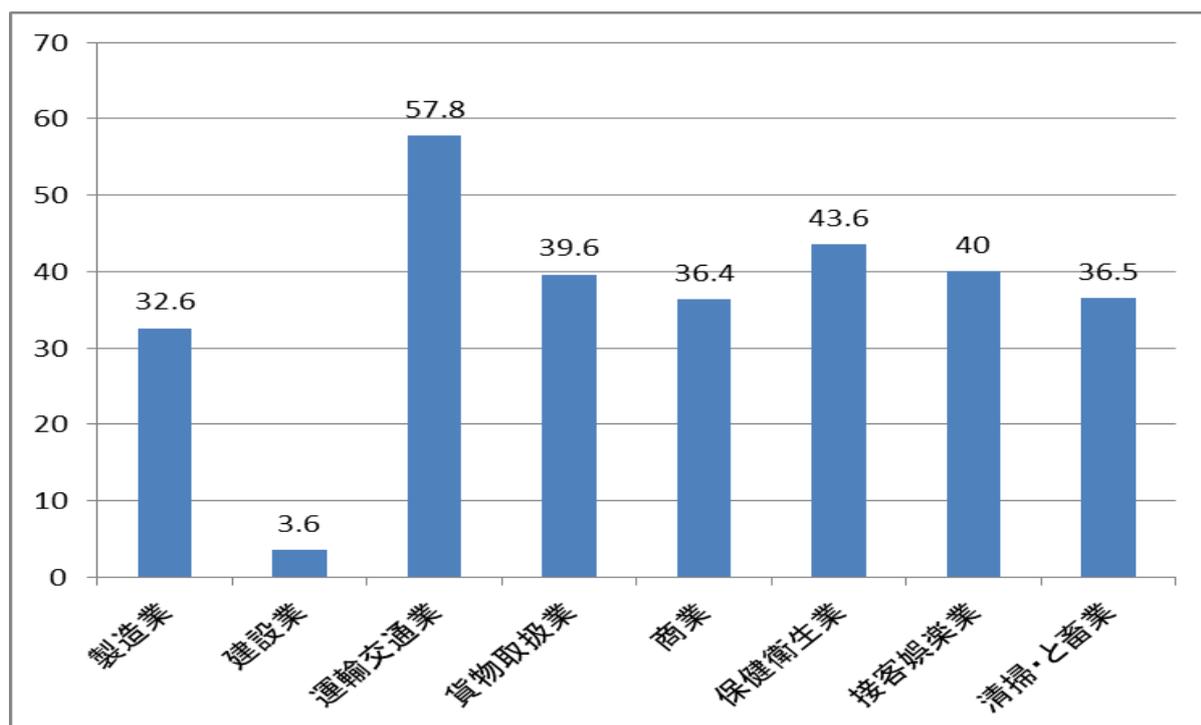
(1) 平成 26 年に実施した監督指導における、業種別の状況は図 2 のとおりであり、保健衛生業、製造業、接客娯楽業などで違反率が高かった。

図2 業種別監督実施状況



(2) 最も違反が多かった「労働時間」についての業種別状況は、図3のとおりである。

図3 業種別の労働時間違反率



【違反が多かった主な事項の典型例】

事項	法違反の典型例
労働条件の明示 (労基法 15 条)	<ul style="list-style-type: none"> ・労働者を雇い入れる際に、賃金額や支払方法等法定事項について労働条件通知書を交付していないもの ・書面の交付はあるものの、記載すべき項目が不足しているもの
賃金支払 (労基法 24 条)	<ul style="list-style-type: none"> ・賃金の全部又は一部を、所定支払期日を過ぎても支払っていないもの ・賃金控除協定がないのに、賃金の一部を控除しているもの
労働時間 (労基法 32・40 条)	<ul style="list-style-type: none"> ・時間外労働に関する協定を締結・届出していないのに、法定労働時間を超えて時間外労働をさせていたもの ・協定の締結・届出はあるものの、その協定で定めた時間を超えて長時間の時間外労働をさせていたもの
割増賃金 (労基法 37 条)	<ul style="list-style-type: none"> ・時間外労働、深夜労働を行わせていたのに、法定割増賃金（通常賃金の 2 割 5 分以上）を支払っていないもの ・休日労働を行わせていたのに、法定割増賃金（通常賃金の 3 割 5 分以上）を支払っていないもの ・割増賃金の算定基礎に必要な手当を含めていないもの
就業規則 (労基法 89 条)	<ul style="list-style-type: none"> ・10 人以上の労働者を使用しているのに、就業規則を作成していないもの ・作成又は変更した就業規則を労働基準監督署長に届け出していないもの
賃金台帳 (労基法 108 条)	<ul style="list-style-type: none"> ・事業場ごとに賃金台帳を調製していないもの ・手当額、労働時間等の法定事項を賃金台帳に記載していないもの
安衛管理体制 (安衛法 10～19 条)	<ul style="list-style-type: none"> ・50 人以上の労働者を使用しているのに、法定の管理者（産業医、安全管理者、衛生管理者など）を選任していないもの
安全基準 (安衛法 20～25 条)	<ul style="list-style-type: none"> ・高さが 2 メートル以上の場所で、作業床の端に墜落防止のための手すり等を設置することなく作業を行わせているもの ・プレスや木工用の機械に有効な安全装置を設けていないもの ・建設機械等との接触防止の措置を講じていないもの
特定元方・注文者 (安衛法 30・31 条)	<ul style="list-style-type: none"> ・建設業の元請が、下請労働者にも使用させている足場の設備について、安全基準に適合したものとしていないもの
健康診断 (安衛法 66 条)	<ul style="list-style-type: none"> ・1 年以内ごとに 1 回、定期健康診断を行っていないもの。 ・有機溶剤や特定化学物質の取扱い等の有害業務に従事する労働者に、6 か月ごとに 1 回、特殊健康診断を行っていないもの

* 労基法：労働基準法 安衛法：労働安全衛生法

表1：違反が多かった主な事項別の違反状況の推移

労働基準法		平成22年		平成23年		平成24年		平成25年		平成26年	
		違反件数	違反率								
15条	労働条件明示	390	7.4	492	8.6	694	11.0	814	14.5	535	12.5
24条	賃金支払	143	2.7	157	2.7	228	3.6	222	4.0	192	4.5
32、40条	労働時間	1,152	21.7	1,276	22.2	1,429	22.6	1,500	26.8	1,158	26.9
35条	休日	52	1.0	34	0.6	72	1.1	57	1.0	60	1.4
37条	割増賃金	830	15.7	895	15.6	908	14.4	878	15.7	699	16.3
89条	就業規則	526	9.9	564	9.8	660	10.4	676	12.1	546	12.7
108条	賃金台帳	276	5.2	270	4.7	428	6.8	422	7.5	312	7.3
労働安全衛生法		平成22年		平成23年		平成24年		平成25年		平成26年	
		違反件数	違反率								
10～19条 (14条を除く)	安全衛生管理体制	685	12.9	634	11.0	747	11.8	630	11.2	496	11.5
14条	作業主任者	155	2.9	153	2.7	197	3.1	180	3.2	136	3.2
20～25条	安全基準	790	14.9	799	13.9	910	14.4	703	12.5	676	15.7
20～25条	衛生基準	139	2.6	97	1.7	150	2.4	152	2.7	153	3.6
30・31条	特定元方事業者・注文者	205	3.9	230	4.0	236	3.7	246	4.4	230	5.4
45条	定期自主検査	172	3.2	171	3.0	179	2.8	163	2.9	164	3.8
59・60条	安全衛生教育	56	1.1	69	1.2	73	1.2	44	0.8	46	1.1
61条	就業制限	72	1.4	60	1.0	42	0.7	46	0.8	32	0.7
65条	作業環境測定	69	1.3	49	0.9	70	1.1	91	1.6	81	1.9
66条	健康診断	528	10.0	451	7.9	566	8.9	602	10.7	493	11.5
合計		3,293	62.1	3,521	61.3	4,001	63.2	3,693	64.9	2,860	66.6

表 2 : 主な業種別の監督実施状況の推移

	平成22年		平成23年		平成24年		平成25年		平成26年	
	違反件数	違反率								
製造業	698	67.2	671	67.2	798	66.7	650	68.0	520	73.7
建設業	928	51.6	1,073	51.5	1,087	55.1	893	57.1	812	58.0
運輸交通業	207	78.7	189	69.2	259	68.9	285	73.5	182	72.5
貨物取扱業	68	57.6	60	53.6	76	49.0	71	63.4	54	59.3
商業	614	69.5	420	69.0	658	68.5	375	74.3	411	68.4
金融・広告業	45	55.6	27	43.5	31	50.0	30	43.5	46	67.6
教育・研究業	75	55.6	252	66.0	219	68.4	233	65.4	122	61.9
保健衛生業	250	75.3	330	78.4	477	74.2	379	77.7	239	84.8
接客娯楽業	108	78.8	100	75.2	121	72.9	329	64.0	202	73.5
清掃・と畜業	91	50.6	148	68.8	66	64.7	200	67.1	121	60.5
その他の事業	200	63.9	237	56.7	193	58.5	169	57.9	147	68.1
合計	3,293	62.1	3,521	61.3	4,001	63.2	3,639	64.9	2,860	66.6

表3：主な業種別の労働時間違反状況の推移

	平成22年		平成23年		平成24年		平成25年		平成26年	
	違反件数	違反率								
製造業	261	25.1	281	28.1	354	29.6	283	29.6	230	32.6
建設業	52	2.9	86	4.1	38	1.9	67	4.3	51	3.6
運輸交通業	147	55.9	130	47.6	178	47.3	219	56.4	145	57.8
貨物取扱業	28	23.7	33	29.5	42	27.1	39	34.8	36	39.6
商業	282	31.9	199	32.7	297	30.9	207	41.0	219	36.4
金融・広告業	20	24.7	12	19.4	15	24.2	12	17.4	24	35.3
教育・研究業	35	25.9	135	35.3	97	30.3	113	31.7	55	27.9
保健衛生業	125	37.7	161	38.2	224	34.8	172	35.2	123	43.6
接客娯楽業	61	44.5	41	30.8	52	31.3	187	36.4	110	40.0
清掃・と畜業	45	25.0	77	35.8	27	26.5	94	31.5	73	36.5
その他の事業	94	30.0	118	28.2	98	29.7	89	30.5	87	40.3
総数	1,151	21.7	1,277	22.2	1,427	22.6	1,494	26.7	1,154	26.9